



通信興業新聞社
発行所 東京都中央区銀座7-3-13
発行人 鈴木 茂
郵便番号 104-0061
電話番号 (03)3572-4488(代)
FAX (03)3572-4866
振替口座 00170-6-100661

ICT利活用へ参入促進

総務省



2月13日のICT新事業創出推進会議であいさつする上川総務副大臣

基盤政策部会が始動

上川総務副大臣「NTT規制見直しも」

「NTTへの独占規制の見直しは、予見を持たずに議論を注意深く聞いていく」。上川陽子総務副大臣は、通信興業新聞のインタビューに対して、2月26日に初会合を開く情報通信審議会に新設した特別部会の議論では「ICTの利活用を業種を超えたさまざまな企業が取り組む時代に、ベンチャーなどの新たな参入が促進されるような環境整備が重要」と期待を示した。上川総務副大臣の発言要旨は次の通り。

仕事と生活を調和へ

今後のICT政策の注力ポイントについて。通信インフラについては、世界最高水準だが、これを十分に活用するアプリケーションがセットにならないとビジネスチャンスに結びつかない。ここに注力していくことが目下の課題。とICT利活用が求められる。ICT利活用が求められる。ICT利活用が求められる。

「2020-ICT基盤政策特別部会」について。総務省では、あるべき情報通信ビジョンを描き、それに向けた競争政策や新たな規制のあり方を議論する「2020-ICT基盤政策特別部会」を審議会の下に新たに設置した。2月26日に第1回会合を開催する。さらに新部会の配下に委員会を設置し、実務的な議論を委員会を実施する予定だ。11月までに審議会の答申を得ることとしている。

分野での競争政策を促進する根底には、ユーザにとって料金が低廉で多様なサービスが利用できるための環境整備がある。そのための接続料金の見直しやNTTへの独占規制をどうするか、常に検証する必要がある。利用者にとっての利便性、それを阻害することのないような市場環境を整備しなければならない。世界最高水準の通信インフラの上でICTのアプリケーションをどう活用するかが大きな課題であった。そこに向けて業種を超えてさまざまな企業が取り組む時代になっている。今後さらにベンチャー企業などの新たな参入が促進されるような環境整備が重要。予見を持たずに議論を聞いていく。

16年度の各種無線局の料金額を改定する。また、電波利用料により、ラジオ放送の難聴地域における中継局等の整備に対する補助金交付を可能とする。災害時に、人命救助のために臨時に開設する無線局について、電波利用料および免許申請手数料を免除することなどが盛り込まれている。

女性が育児休業中にテレワークを活用する方法があるが、女性だけでなく男性でもワークとライフのバランスを工夫する選択肢の1つとしてテレワークを取り入れたい。今後テレワークのバリエーションを広げていくことが重要だ。かつて内閣府特命担当大臣時代にワークライフバランス憲章および行動指針を策定した経験から、国家公務員、研究者、医師を手段に女性登用に取り組んできた。今後、総務省でもこれを推進していきたい。これまでも省庁の委員会や審議会などでも女性が3割以上を占めるよう方針が打ち出されているので実現に向けて注力したい。

劣化が課題だったが、「画像境界処理技術」を開発し、継ぎ目のない高精細映像圧縮を実現した。NTT、NECの両社はこれを機に、総務省の「放送サービス高度化に向けたロードマップ」の早期実現に貢献していく。

一方、NECは画像のブロック分割で瞬時に最適な分割を行う「最適圧縮パラメータ推定技術」を開発した。また、従来の圧縮技術は分割画像を統合する場送サービスの高度化に関する検討会」で示されている

フルHDを超えるスーパーハイビジョン(4K/8K)の高精細映像による衛星、ケーブル、IPTVの高度化といった次世代放送サービスの普及に向けたロードマップの早期実現に貢献していく。

「ワークライフバランス」とくに女性の活用について。女性が育児休業中にテレワークを活用する方法があるが、女性だけでなく男性でもワークとライフのバランスを工夫する選択肢の1つとしてテレワークを取り入れたい。今後テレワークのバリエーションを広げていくことが重要だ。かつて内閣府特命担当大臣時代にワークライフバランス憲章および行動指針を策定した経験から、国家公務員、研究者、医師を手段に女性登用に取り組んできた。今後、総務省でもこれを推進していきたい。これまでも省庁の委員会や審議会などでも女性が3割以上を占めるよう方針が打ち出されているので実現に向けて注力したい。

電波利用料制度の見直しを行う「電波法の一部を改正する法律案」を2月14日に閣議決定した。今回の改正案では、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話などを利用するスマートフォンや、M2Mなどの無線システムに係る電波利用料について上限を設け、利用台数が増えなくても追加負担が生じない、言わば「実質負担ゼロ」とした。これにより、今後、スマートフォンやM2Mなどの新たな無線システムについて、携帯電話事業者が低廉な料金で提供することによって、新たなICTインフラの普及が加速されるといってを期待している。

そのほかの改正事項としては、まず、3年ごとに適正性の観点から見直すこととされている電波利用料について、2014年度から

電波利用料制度の見直しを行う「電波法の一部を改正する法律案」を2月14日に閣議決定した。今回の改正案では、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話などを利用するスマートフォンや、M2Mなどの無線システムに係る電波利用料について上限を設け、利用台数が増えなくても追加負担が生じない、言わば「実質負担ゼロ」とした。これにより、今後、スマートフォンやM2Mなどの新たな無線システムについて、携帯電話事業者が低廉な料金で提供することによって、新たなICTインフラの普及が加速されるといってを期待している。